

## 第4章 税金(タックスプランニング)

### 第1節 本章で学ぶ内容

第4章では税金、特に所得税について学びます。具体的には、所得の種類、所得控除、税額控除、確定申告、源泉徴収などについて学習します。

### 第2節 税金の分類

税金にはさまざまなものがありますが、誰が課税するかや誰が納付するかなどの観点から分類することができます。

#### 1. 誰が課税するかの分類

誰が課税するかの分類によって税金は、国税と地方税に分けることができます。国税とは国が課す税金であり、地方税とは地方公共団体が課す税金です。国税の具体例は、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、酒税です。それに対して地方税の具体例は、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税があります。

#### 2. 誰が納付するかの分類

誰が納付するかの分類によって税金は、直接税と間接税に分けることができます。直接税とは、税金を負担する人が直接自分で納める税金をいい、間接税とは、税金を負担する人と納める人が異なる税金のことです。直接税の具体例は、所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税、事業税、固定資産税があります。それに対して間接税の具体例は、消費税、印紙税、酒税、地方消費税があります。

### 第3節 税金の納付方法

税金の納付方法とは、誰が税金を計算するのかということです。税金の納付方法には、申告納税方式と賦課課税方式があります。

#### 1. 申告納税方式

申告納税方式とは、納税者が自分で税額を計算して申告する方法です。申告納税方式の税金には、所得税、法人税、相続税などがあります。

#### 2. 賦課課税方式

賦課課税方式とは、課税する側である国や地方公共団体が税額を計算して、納税者に通知する方法です。賦課課税方式の税金には、住民税や固定資産税などがあります。

## 第4節 所得税総論

### 1. 所得税の意義

所得税とは、個人が1月1日から12月31日までの1年間に得た収入から、これを得るためにかかった必要経費を差引いた金額に対してかかる税金のことです。

### 2. 所得税の計算の流れ

所得税は、以下の流れで計算を行います。まず、所得を10種類に分けて、それぞれの所得金額を計算します。次に、各所得金額を合算して、課税標準を計算します。そして、課税標準から所得控除を差引いて、課税所得金額を計算します。その後、課税所得金額に税率をかけて所得税額を計算し、最後に所得税額から税額控除を差引いて申告税額を計算します。

### 3. 所得税計算の例外

上述のとおり、所得税の計算においては、各所得金額を合算するのが原則です。これを総合課税といいます。しかし、一部の所得については、他の所得と分離して課税されることになっています。このような課税方法のことを分離課税といいます。

分離課税はさらに、申告分離課税と源泉分離課税があります。申告分離課税とは、所得を得た人が自分で税額を申告する方法であり、源泉分離課税とは、所得から税額が天引きされる方法です。

#### 4. 確定申告

確定申告とは、納税者が1月1日から12月31日までの1年間の所得税額を自分で計算して、申告、納付することです。確定申告期間は、翌年の2月16日から3月15日までです。

確定申告の方法には、青色申告と白色申告があります。青色申告とは、複式簿記の原則にもとづいて取引を帳簿に記録し、その記録をもとに所得税を計算して申告することです。青色申告以外の申告方法を白色申告といいます。青色申告ができる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得の3つです。ただし、青色申告を行うためには、いくつかの要件があります。また、青色申告を行うことによって得られる特典もあります。

##### (1) 青色申告の要件

青色申告の要件は、以下のとおりです。

- ・ 不動産所得、事業所得、山林所得がある人
- ・ 青色申告をしようとする年の3月15日まで(1月16日以降に開業する人は開業日から2ヵ月以内)に「青色申告承認申請書」を税務署に提出していること
- ・ 一定の帳簿書類を備えて、取引を適正に記録し、保存(保存期間は7年間)していること

##### (2) 青色申告の特典

青色申告を行うことによって、青色申告特別控除、青色事業専従者給与の必要経費の算入、純損失の繰越控除などの特典があります。

青色申告特別控除とは、青色申告を行うことによって、所得金額から55万円または10万円を控除することができるという特典です。なお、55万円が控除されるのは、事業的規模の不動産所得または事業所得のある人であり、さらに電子申告することで10万円プラスして65万円の控除をすることができます。

青色事業専従者給与の必要経費の算入とは、青色申告者が青色事業専従者(青色申告者と生計を一にする親族で事業に専従している人)に支払った給与のうち適正な金額は必要経費に算入できるという特典です。

純損失の繰越控除とは、青色申告者は純損失が生じた場合に、その純損失を翌年以降3年間、各年の所得から控除することができるという特典です。なお、前年も青色申告を行っていれば、損失額を前年の所得から控除して、前年分の所得税の還付を受けることができます。

## 5. 準確定申告

準確定申告とは、納税者が死亡した場合に、死亡した人の遺族が、死亡した人の所得について確定申告を行うことです。この場合、相続のあったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告しなければならないとされています。

## 第5節 各所得の計算

所得は10種類に分類されています。利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得です。

### 1. 利子所得

利子所得とは、預貯金や公社債の利子などによる所得のことです。利子所得の金額は収入金額ですが、預貯金の利子については原則として利子等を受取るときに所得税15%と住民税5%の合計20%（復興特別所得税を加えると20.315%）が源泉徴収され、課税が終了します。つまり源泉分離課税されるわけです。また、特定公社債等の利子や公募公社債投資信託の収益分配金については、所得税15%と住民税5%の合計20%（復興特別所得税を加えると20.315%）の申告分離課税または申告不要とすることができます。

〈参考リンク〉 [利子所得〔国税庁〕](#)

## 2. 配当所得

配当所得とは、株式配当金や投資信託の収益分配金などによる所得のことです。配当所得の計算は、株式を購入する際に資金の借入を行った場合、収入金額から借入金の利息を差引いて計算することができます。なお、配当所得の場合、課税方法が3通りあります。ただし、NISA口座を選択していれば、そもそも非課税となるので、配当所得は課税対象となりません。また、上場株式等以外(非上場株式)の配当等については、所得税20% (復興特別所得税を加えると20.42%)が源泉徴収されます。

### (1) 総合課税を選択(原則)

この場合、配当控除の適用を受けることができますが、上場株式等の譲渡損失との損益通算はできません。

### (2) 申告分離課税を選択した場合

この場合、配当控除の適用は受けられませんが、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます。

### (3) 申告不要を選択した場合

この場合、配当控除の適用は受けられず、上場株式等の譲渡損失との損益通算もできません。

〈参考リンク〉 [配当所得〔国税庁〕](#)

### 3. 不動産所得

不動産所得とは、不動産の貸付による所得のことです。具体的には、土地の賃借料やマンション、アパートの家賃収入などのことです。

不動産所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{不動産所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} (\text{一青色申告特別控除額})$$

総収入に含める金額には、家賃収入、地代収入、礼金、更新料、一定の場合の権利金、敷金や保証金のうち返還を要しないものなどがあります。

必要経費には、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、修繕費、損害保険料、減価償却費、賃貸不動産にかかる賃貸開始後の借入金の利子などがあげられます。

なお、課税方法は、総合課税で確定申告が必要となります。

〈参考リンク〉 [不動産所得〔国税庁〕](#)

#### 4. 事業所得

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業から生じる所得のことです。

事業所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{事業所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} (- \text{青色申告特別控除額})$$

総収入金額は実際の現金収入額ではなく、その年に確定した金額です。必要経費には、収入金額に対する売上原価や給与、減価償却費、広告宣伝費、水道光熱費などが計上されます。

減価償却とは、固定資産の価値の減少分を費用として計上することです。減価償却費の計算方法には定額法と定率法があります。建物については定額法で計算することになっており、その他の減価償却資産については、定額法か定率法かを選択することになっています。選択を行わなかった場合は、定額法を用いることとなります。また、使用期間が1年未満のものや、取得原価が10万円未満のものについては減価償却を行わず、取得価額の全額をその年の費用として計上します。

なお、課税方法は、総合課税で確定申告が必要となります。

〈参考リンク〉 [事業所得〔国税庁〕](#)

## 5. 給与所得

給与所得とは、会社員やアルバイト、パートタイマーなどが、会社から受取る給料や賞与などの所得のことです。給与所得のうち、通勤手当(非課税の限度額 15 万円)と出張旅費は非課税となります。

給与所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{給与所得} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて決められています。給与所得控除額の最低額は 55 万円であり、最高額は給与の収入金額が 850 万円超の場合に 195 万円となっています。

また、次の要件に該当する場合には所得金額調整控除をすることが出来ます。所得金額調整控除が適用される要件は、給与収入が 850 万円超の人で、本人が特別障害者である・23 歳未満の扶養親族がいる・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいるのいずれかに該当する場合です。所得金額調整控除額は以下の公式で計算を行います。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

課税方法は総合課税であり、本来であれば確定申告が必要となります。しかし毎月の給与支給時に税金が源泉徴収され、年末調整を行うことで確定申告が不要となります。ただし、年収が 2,000 万円超の人、給与所得、退職所得以外の所得が 20 万円超ある人、複数の会社から給与を受けている人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、雑損控除、医療費控除、寄附金控除の適用を受ける人、配当控除の適用を受ける人などは確定申告が必要となります。

なお、源泉徴収とは、会社などの給与等を支払う人が、支払いをする際に一定の方法で所得税を計算して、その金額を給与等からあらかじめ差引くことです。また、年末調整とは、給与所得から源泉徴収された所得税の精算を年末に会社等が本人に代わって行うことです。

〈参考リンク〉 [給与所得 \[国税庁\]](#)

## 6. 退職所得

退職所得とは、退職によって勤務先から受取る退職金などの所得のことです。

退職所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額は、勤続年数が20年以下の場合は、40万円×勤続年数(最低80万円)として計算し、勤続年数が20年超の場合は、800万円+70万円×(勤続年数-20年)として計算します。勤続年数で1年未満の端数が生じる場合は1年に切り上げます。

なお、課税方法は分離課税です。確定申告の有無は、退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出したか否かで異なります。「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合は、退職金等の支払いが行われるときに適正な税額が源泉徴収されるので、確定申告の必要はありません。しかし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職金の額に対して一律20%（復興特別所得税を加えると20.42%）の源泉徴収しか行われないので、確定申告を行い、適正な税額との差額を精算することになります。

〈参考リンク〉 [退職所得〔国税庁〕](#)

## 7. 山林所得

山林所得とは、所有期間が5年を超える山林を売却することによって生じる所得のことです。

山林所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{山林所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} (\text{青色申告特別控除額})$$

特別控除額の最高額は50万円です。なお、課税方法は、分離課税で確定申告が必要となります。

〈参考リンク〉 [山林所得 \[国税庁\]](#)

## 8. 譲渡所得

譲渡所得とは、土地、建物、株式、公社債、公社債投資信託、ゴルフ会員権、書画、骨董品などの資産を譲渡(売却)することによって生じる所得のことです。ただし、商品のよ様な商売で扱う資産の販売による所得は事業所得であり、山林の売却による所得は山林所得になります。

譲渡所得は譲渡した資産及び所有期間によって、計算方法や課税方法が異なります。まず譲渡した資産は、譲渡した資産が(1)土地、建物、株式等以外の資産の譲渡の場合、(2)土地、建物の譲渡の場合、(3)株式等の譲渡に分けることができます。

## (1) 土地、建物、株式等以外の資産の譲渡の場合

土地、建物、株式等以外の資産の譲渡は、総合課税されることとなりますが、所有期間によって所得を区分します。まず、所有期間が5年以内の場合、総合短期譲渡所得という区分になり、以下の公式で計算を行います。

$$\text{総合短期譲渡所得} = \text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

一方、所有期間が5年超の場合、総合長期譲渡所得という区分になり、以下の公式で計算を行います。

$$\text{総合長期譲渡所得} = \text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

ただし、総合長期譲渡所得は、その2分の1だけを他の所得と合算することになっています。

なお、特別控除額は、短期と長期を合計して最高50万円です。もし同じ年に短期譲渡所得と長期譲渡所得の両方がある場合には、さきに短期譲渡所得から控除することとなっています。

〈参考リンク〉 [譲渡所得\(土地、建物及び株式等以外の資産を譲渡したとき\) \[国税庁\]](#)

## (2) 土地、建物の譲渡

土地、建物の譲渡は、分離課税されることとなりますが、この場合も所有期間によって所得を区分します。まず、譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年以内の場合、分離短期譲渡所得という区分になり、以下の公式で計算を行います。

$$\text{分離短期譲渡所得} = \text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

分離短期譲渡所得の税率は、所得税 30%と住民税 9%の合計 39%（復興特別所得税を加えると 39.63%）となっています。

一方、譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年超の場合、分離長期譲渡所得という区分になり、以下の公式で計算を行います。

$$\text{分離長期譲渡所得} = \text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

分離長期譲渡所得の税率は、所得税 15%と住民税 5%の合計 20%（復興特別所得税を加えると 20.315%）となっています。

〈参考リンク〉 [譲渡所得\(土地や建物を譲渡したとき\) \[国税庁\]](#)

### (3) 株式等の譲渡

株式、公社債、投資信託の場合は、分離課税されることとなりますが、これまでのものと違って、短期か長期かの区分はなく、すべて株式等に係る譲渡所得という区分になります。株式等に係る譲渡所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{株式等に係る譲渡所得} = \text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子})$$

公式にある負債の利子は、借入金によって購入した株式を譲渡した場合、その借入金にかかる利子を総収入金額から控除することができるということを意味しています。

株式等に係る譲渡所得の税率は、所得税 15%と住民税 5%の合計 20%（復興特別所得税を加えると 20.315%）です。

〈参考リンク〉 [譲渡所得\(株式等を譲渡したときの課税\) \[国税庁\]](#)

すべての譲渡所得について、取得費には、購入代金だけでなく資産を取得するためにかかった付随費用、例えば、購入時の仲介手数料、登録免許税、印紙代なども含めることとされています。もし、取得費が不明な場合には、収入金額の 5%を取得費とすることができます。なお、これを概算取得費といいます。

また、譲渡費用は資産を譲渡するために直接かかった費用のことです。具体的には、譲渡時の仲介手数料、印紙代、取壊費用などがあげられます。

## 9. 一時所得

一時所得とは、これまで登場した所得以外の所得のうち、一時的なものことです。具体的には、懸賞、福引、クイズの賞金、競馬や競輪などの払戻金、保険料の負担者が満期保険金の受取人の場合で、満期保険金を一時金で受け取ったときの生命保険の満期保険金や損害保険の満期返戻金などがあります。ただし、宝くじの当選金やノーベル賞の賞金などは、非課税とされています。

一時所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{一時所得} = \text{総収入金額} - \text{支出金額} - \text{特別控除額}$$

特別控除額の最高額は50万円です。課税方法は、総合課税ですが、他の所得と合算する金額は、所得金額のうち2分の1だけとなっています。

〈参考リンク〉 [一時所得 \[国税庁\]](#)

## 10. 雑所得

雑所得とは、これまで登場した所得以外の所得のことです。雑所得には、公的年金等の雑所得と公的年金以外の雑所得があります。公的年金等の雑所得とは、国民年金、厚生年金などの公的年金や国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金などの年金のことです。公的年金以外の雑所得とは、生命保険などの個人年金保険や講演料、作家以外の原稿料などのことです。

雑所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{雑所得} = \text{公的年金等の雑所得} + \text{公的年金等以外の雑所得}$$

また、公的年金等の雑所得と公的年金等以外の雑所得は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{公的年金等の雑所得} = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

$$\text{公的年金等以外の雑所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

公的年金等控除額は、65歳未満か65歳以上かで異なります。公的年金等控除額の最低額は、公的年金等雑所得以外の所得合計が1,000万円以下の場合、65歳未満で60万円であり、65歳以上で110万円となっています。

雑所得の課税方法は、総合課税です。

〈参考リンク〉 [雑所得 \[国税庁\]](#)

## 第6節 課税標準の計算

課税標準とは、税金の課税対象となる所得の合計額のことです。前述の各所得のうち、総合課税を行う所得を合算するわけです。なお、その際、損益通算や損失の繰越控除も行います。

### 1. 損益通算

損益通算とは、損失と利益を相殺することです。ただし、損益通算することができる損失と損益通算することができない損失があります。

損益通算することができる損失は、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得で生じた損失です。また、不動産所得でも土地を取得するための借入金の利子や譲渡所得でも生活に必要なではない資産の譲渡損失、株式等の譲渡損失は、例外的に損益通算できないとされています。生活に必要なではない資産の具体例には、別荘、宝石、クルーザー、ゴルフ会員権などがあげられます。なお、上場株式等や特定公社債等の譲渡損失で申告分離課税の場合、配当所得または利子所得と損益通算することができるかとされています。

〈参考リンク〉 [損益通算 \[国税庁\]](#)

### 2. 損失の繰越控除

損失の繰越控除には、純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除があります。

#### (1) 純損失の繰越控除

純損失とは、損益通算しても控除しきれなかった損失額のことです。青色申告の場合、純損失を翌年以後3年間にわたって繰越し、各年の黒字の所得から控除することができます。

#### (2) 雑損失の繰越控除

雑損失とは、災害や盗難等によって生じた損失のことです。雑損失は所得から控除することができますが、雑損控除しても控除しきれなかった金額は、翌年以後3年間に渡って繰越すことができます。なお、雑損失の繰越控除は、青色申告を行っていなくても、つまり、白色申告であっても適用できます。

## 第7節 所得控除

課税標準が計算できたら、今度は、ここから所得控除を差引いて課税所得金額を計算します。所得控除とは、税金の計算上、所得から控除することができるもののことです。所得控除を大きく2つに分類すると、人的控除と物的控除に分けることができます。

人的控除とは、納税者自身や家族の事情を考慮した控除であり、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除がこれに該当します。一方、物的控除とは、社会政策上の理由による控除であり、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除、雑損控除、寄附金控除がこれに該当します。

### 1. 基礎控除

基礎控除は、誰でも条件なく受けることができますが、納税者本人の所得金額に応じて金額が異なります。基礎控除の最高額は48万円です。

〈参考リンク〉 [基礎控除〔国税庁〕](#)

### 2. 配偶者控除

配偶者控除とは、一定の要件を満たした配偶者がいる場合に受けることができる所得控除のことです。一定の要件とは、納税者本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者と事業専従者は除く)であること、配偶者の合計所得金額が48万円以下であること、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること、です。この3つの要件を満たす配偶者のことを控除対象配偶者といいます。なお、配偶者の合計所得金額48万円を年収におすと103万円となります。

配偶者控除の控除額は、最高38万円(70歳以上の老人控除対象配偶者の場合は最高48万円)です。

〈参考リンク〉 [配偶者控除〔国税庁〕](#)

### 3. 配偶者特別控除

配偶者特別控除とは、配偶者控除の対象とはならない場合で、一定の要件を満たす場合に受けることができる所得控除のことです。一定の要件とは、納税者本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者と事業専従者は除く)であること、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下であること、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること、です。

配偶者特別控除の控除額は、最高38万円です。

〈参考リンク〉 [配偶者特別控除〔国税庁〕](#)

### 4. 扶養控除

扶養控除とは、一定の要件を満たす扶養親族がいる場合に受けることができる所得控除のことです。一定の要件とは、納税者本人と生計を一にする配偶者以外の親族(青色事業専従者と事業専従者は除く)であること、その親族の合計所得金額が48万円以下であること、です。

扶養控除の控除額は、一般の控除対象扶養親族が38万円、特定扶養親族が63万円、老人扶養親族が同居老親等で58万円、それ以外が48万円となっています。なお、控除対象扶養親族とは、扶養親族で16歳以上の人をいい、特定扶養親族とは、扶養親族で19歳以上23歳未満の人のことです。

〈参考リンク〉 [扶養控除〔国税庁〕](#)

### 5. 障害者控除

障害者控除とは、納税者本人が障害者である場合のほか、控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合に受けることができる所得控除です。

障害者控除の控除額は、一般障害者が27万円、特別障害者(障害等級1級、2級)40万円、同居特別障害者75万円です。

〈参考リンク〉 [障害者控除〔国税庁〕](#)

## 6. 寡婦控除

寡婦控除とは、納税者本人が寡婦の場合に受けることができる所得控除です。要件として、合計所得金額が 500 万円以下で、夫と死別して再婚していない人もしくは夫と離婚後再婚しておらず扶養親族がいる人（下記のひとり親を除く）です。

寡婦控除の控除額は、27 万円です。

〈参考リンク〉 [寡婦控除〔国税庁〕](#)

## 7. ひとり親控除

ひとり親控除とは、合計所得金額が 500 万円以下の人が婚姻しておらず、所得金額 48 万円以下の子がいる場合に受けることができる控除です。ひとり親控除は、令和 2 年度より創設されました。

ひとり親控除の控除額は 35 万円です。

〈参考リンク〉 [源泉所得税の改正のあらまし\(ひとり親控除について\)〔国税庁〕](#)

## 8. 勤労学生控除

勤労学生控除とは、納税者本人が勤労学生(一定の学生であり、合計所得金額が 75 万円以下である人)である場合に受けることができる所得控除です。

勤労学生控除の控除額は、27 万円です。

〈参考リンク〉 [勤労学生控除〔国税庁〕](#)

## 9. 社会保険料控除

社会保険料控除とは、納税者本人または生計を一にする配偶者、その他の親族にかかる社会保険料(国民健康保険、健康保険、国民年金、厚生年金保険、介護保険などの保険料や国民年金基金、厚生年金基金の掛金など)を支払った場合に受けることができる所得控除です。

社会保険料控除の控除額は、支払金額の全額です。

〈参考リンク〉 [社会保険料控除〔国税庁〕](#)

## 10. 生命保険料控除

生命保険料控除とは、生命保険料を支払った場合に、受けることができる所得控除です。生命保険料控除は、一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に分けて控除額を計算しますが、すでに第2章で学習済みなので、ここでは省略します。

〈参考リンク〉 [生命保険料控除〔国税庁〕](#)

## 11. 地震保険料控除

地震保険料控除とは、居住用家屋や生活用動産を保険目的とする地震保険料を支払った場合に受けることができる所得控除です。地震保険料控除もすでに第2章で学習済みなので省略します。

〈参考リンク〉 [地震保険料控除〔国税庁〕](#)

## 12. 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除とは、小規模企業共済の掛金や個人型の確定拠出年金の掛金を支払った場合に受けることができる所得控除です。

小規模企業共済等掛金控除の控除額は、支払金額の全額です。

〈参考リンク〉 [小規模企業共済等掛金控除〔国税庁〕](#)

### 13. 医療費控除

医療費控除とは、納税者本人または生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に受けることができる所得控除です。

医療費控除の控除額は、以下の公式で計算します。

$$\text{控除額} = \text{支出した医療費の額} - \text{保険金等の額} - 10 \text{ 万円}$$

保険金等の額とは、健康保険や生命保険などからの給付金のことです。また、公式の最後の10万円という金額は、総所得金額が200万円未満の場合は、総所得金額×5%で計算します。控除額の上限は200万円です。また、医療費は支払った年に控除の対象となります。

医療費控除の対象となるものには、医師または歯科医師による診療費や治療費、治療または療養に必要な薬代、治療のためのマッサージ代、はり師、きゅう師による施術代、出産費用、通院や入院のための交通費、重大な疾病がみつきり治療を行った場合の人間ドック、健康診断の費用などです。逆に医療費控除の対象とならないものは、美容整形の費用、病気予防、健康増進などのための医療品代や健康食品代、通院のための自家用車のガソリン代、電車やバスで通院できるにもかかわらず、タクシーで通院した場合のタクシー代、自己都合の差額ベッド代、近視や乱視のためのメガネ代やコンタクトレンズ代、重大な疾病はみつきらず、治療を行う必要がなかった場合の人間ドック、健康診断の費用などがあります。

また、医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制があります。これは、スイッチOTC医療品を健康の維持や疾病の予防を目的として、本人または生計を一にする配偶者その他の親族が購入した場合、支払った金額が12,000円を超える時は総所得額から控除（上限88,000円）できる制度です。スイッチOTC医療品とは、もともと医師の判断でしか使用することが出来なかった医療品が、ドラッグストア等での販売が許可されたもののことです。

〈参考リンク〉 [医療費控除〔国税庁〕](#)

## 14. 雑損控除

雑損控除とは、納税者本人または生計を一にする配偶者その他の親族が保有する住宅、家財、現金等について、災害や盗難等によって損失が生じた場合に受けることができる所得控除です。

雑損控除の控除額は、

(1) 損失額－課税標準×10%

(2) 災害関連支出額－5万円

のいずれか多い金額となります。なお、損失が生じたときに控除しきれなかった金額は、翌年以降3年間にわたって繰越することができます。

〈参考リンク〉 [雑損控除〔国税庁〕](#)

## 15. 寄附金控除

寄附金控除とは、特定寄附金を支払った場合に受けることができる所得控除です。特定寄附金とは、国や地方公共団体に対する寄附金や一定の公益法人などに対する寄附金のことです。

寄附金控除の控除額は、以下の公式で計算します。

$$\text{控除額} = \text{支出寄附金} - 2,000 \text{円}$$

また、ふるさと納税とは総務大臣が指定した自治団体に寄付すると、控除上限額の2,000円を超える部分について控除を受けることが出来る制度です。年間の寄付先が5自治団体までであれば、確定申告を行わなくても寄付金控除が受けられるワンストップ特例制度があります。

〈参考リンク〉 [寄附金控除〔国税庁〕](#)

## 第8節 税額の計算

課税所得金額を計算したら、いよいよこれに税率を乗じて所得税額を計算します。所得税額の計算は、総合課税される所得に対する税額と分離課税される所得に対する税額があります。

## 1. 総合課税される所得に対する税額

総合課税される所得から所得控除額を差引いた金額のことを課税総所得金額といいます。総合課税される所得に対する税額の計算は、課税総所得金額に超過累進税率を適用して税額を計算します。超過累進税率とは、課税所得金額が多くなればなるほど、高い税率が適用される課税方法のことです。

実際には、以下の表を用いて計算します。

課税所得金額 (A)		税 額
195 万円以下		(A) × 5%
195 万円超	330 万円以下	(A) × 10% - 97,500 円
330 万円超	695 万円以下	(A) × 20% - 427,500 円
695 万円超	900 万円以下	(A) × 23% - 636,000 円
900 万円超	1,800 万円以下	(A) × 33% - 1,536,000 円
1,800 万円超	4,000 万円以下	(A) × 40% - 2,796,000 円
4,000 万円超		(A) × 45% - 4,796,000 円

## 2. 分離課税される所得に対する税額

分離課税される所得に対する税額の計算は、所得の種類によって異なります。

### (1) 退職所得金額に対する税額

退職所得の税額計算は、前ページの所得税の速算表で計算します。

### (2) 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に対する税額

分離短期譲渡所得は所得税 30%と住民税 9%の合計 39%（復興特別所得税を加えると 39.63%）の税率、分離長期譲渡所得は所得税 15%と住民税 5%の合計 20%（復興特別所得税を加えると 20.315%）の税率を用いて、税額を計算します。

### (3) 株式等に係る課税所得に対する税額

株式等に係る課税所得は、所得税 15%と住民税 5%の合計 20%（復興特別所得税を加えると 20.315%）の税率を用いて、税額を計算します。

## 第9節 税額控除

所得税額を計算したら、最後に税額控除額を差引いて、申告税額を計算します。税額控除には、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や配当控除などがあります。

### 1. 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除とは、住宅ローンを利用して住宅を取得したり、増改築した場合に、住宅ローンの年末残高に一定の率を掛けた金額について税額控除を受けることができるというものです。なお、住宅借入金等特別控除額について、所得税から控除しきれない場合には、限度はあるものの住民税から控除することができます。また、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、適用初年度は確定申告が必要となります。ただし、2年目以降は年末調整で控除することができるので、確定申告は不要です。

#### (1) 住宅ローンの年末残高限度額

住宅ローンの年末残高限度額は、一般住宅か認定住宅かで異なります。認定住宅とは、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅のことです。また、居住年によっても異なります。居住年が2014年1月から2021年12月の場合、一般住宅なら4,000万円、認定住宅なら5,000万円となっています。

#### (2) 住宅借入金等特別控除の控除率と控除期間

住宅借入金等特別控除の控除率は住宅ローン年末残高の1%であり、控除期間は10年間です。

### (3) 住宅借入金等特別控除の適用要件

住宅借入金等特別控除の主な適用要件は、以下のとおりです。

- ・ 返済期間が10年以上の住宅ローンであること。
- ・ 住宅を取得した日から6ヵ月以内に居住し、適用を受ける各年の年末までに引き続き居住していること。
- ・ 控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。
- ・ 住宅の床面積が50㎡以上で、床面積の半分以上の部分が自宅で居住するためのものであること

〈参考リンク〉 [住宅借入金等特別控除〔国税庁〕](#)

## 2. 配当控除

配当控除とは、配当所得について総合課税を選択した場合に、確定申告を行うことによって、税額控除を受けることができるというものです。よって、配当所得に関して、申告分離課税を選択した場合や申告不要制度を選択した場合は、配当控除を受けることはできません。また、外国法人からの配当や上場不動産投資信託(J-REIT)の分配金も配当控除の対象外です。

配当控除の控除額は、配当所得の金額の10%です。ただし、課税総所得金額等が1,000万円を超えている場合には、その超過部分の金額の5%となります。

〈参考リンク〉 [配当控除〔国税庁〕](#)

## 第10節 その他の税金

所得税の他に、復興特別所得税、個人住民税、個人事業税について説明します。

### 1. 復興特別所得税

復興特別所得税とは、東日本大震災の復興財源を確保するために創設されたものです。

#### (1) 復興特別所得税の納税者

所得税を納める義務のある人は、復興特別所得税も納めなければなりません。

#### (2) 復興特別所得税の期間

復興特別所得税の期間は、2013年から2037年までです。

#### (3) 復興特別所得税の計算

復興特別所得税の計算方法は、以下の公式で計算します。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

源泉徴収の場合は、合計税率(所得税率 $\times$ 1.021)を用いて源泉所得税額と源泉復興特別所得税額を計算します。

〈参考リンク〉 [復興特別所得税〔国税庁〕](#)

## 2. 個人住民税

個人住民税とは、都道府県や市区町村が行う住民に対する行政サービスに必要な経費を住民がその能力(担税力)に応じて広く分担するものです。

### (1) 個人住民税の種類

個人住民税は、都道府県が課税する道府県民税(東京都は都民税)と市区町村が課税する市区村民税(東京都特別区は特別区民税)に分かれます。

### (2) 個人住民税の構成

個人住民税には、均等割と所得割があります。

均等割とは、個人住民税額のうち、所得の大小にかかわらず一定額が課税されるものです。具体的には、道府県民税(都民税)は一律 1,500 円、市区村民税(特別区民税)は一律 3,500 円です。

所得割とは、個人住民税額のうち、所得に比例して課税されるものです。具体的には、前年の所得金額に対して一律 10%が課税されます。

### (3) 個人住民税の仕組み

個人住民税は、その年の1月1日現在、住所がある都道府県または市区町村で課税されます。前年の所得が課税の対象となり、課税方式は賦課課税方式です。個人住民税も所得税同様、所得控除がありますが、所得税の所得控除と比べると控除額が少ないものが多くなっています。

### (4) 個人住民税の納付方法

個人住民税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。普通徴収とは、年税額を6月、8月、10月、翌年1月の年4回に分けて納付する方法です。それに対して特別徴収は、年税額を6月から翌年の5月までの12回に分けて、給料から天引きする形で納付する方法です。通常、事業所得者は普通徴収、給与所得者は特別徴収が適用されます。

〈参考リンク〉 [個人住民税〔東京都主税局〕](#)

### 3. 個人事業税

個人事業税とは、一定の事業所得または不動産所得のある個人が納税するものであり、都道府県が課税する地方税です。

#### (1) 個人事業税の計算方法

個人事業税は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{税額} = (\text{事業の所得の金額} - 290 \text{ 万円}) \times \text{税率}$$

事業の所得の金額は、前年の事業所得と不動産所得の合計です。290万円は、事業主控除額です。税率は業種によって異なり3%から5%となっています。

#### (2) 個人事業税の申告・納付

事業の所得が290万円を超える人は、翌年3月15日までに申告が必要とされていますが、所得税や住民税の確定申告を行っている場合は、事業税の申告は不要です。個人事業税の納付は、原則として8月と11月の2回に分けて行います。

〈参考リンク〉 [個人事業税〔東京都主税局〕](#)